

〔通所リハビリ利用料〕

大規模通所リハビリテーション費Ⅰ（1日あたり） ※1割負担概算

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	391円	425円	456円	488円	521円
2時間以上3時間未満	407円	468円	529円	590円	651円
3時間以上4時間未満	517円	600円	683円	788円	893円
4時間以上5時間未満	585円	678円	770円	890円	1,010円
5時間以上6時間未満	649円	768円	887円	1,029円	1,167円
6時間以上7時間未満	752円	893円	1,032円	1,194円	1,356円
7時間以上8時間未満	795円	940円	1,090円	1,263円	1,435円

理学療法士等体制強化加算 (1時間以上2時間未満)	33円	理学療法士等を基準以上に配置した場合/日
リハビリテーション提供体制加算 (3時間以上4時間未満)	13円	理学療法士等を基準以上に配置した場合/日
リハビリテーション提供体制加算 (4時間以上5時間未満)	18円	理学療法士等を基準以上に配置した場合/日
リハビリテーション提供体制加算 (5時間以上6時間未満)	22円	理学療法士等を基準以上に配置した場合/日
リハビリテーション提供体制加算 (6時間以上7時間未満)	26円	理学療法士等を基準以上に配置した場合/日
リハビリテーション提供体制加算 (7時間以上8時間未満)	31円	理学療法士等を基準以上に配置した場合/日
入浴介助加算(Ⅰ)	44円	入浴された場合に算定
入浴介助加算(Ⅱ)	65円	自宅の入浴環境を踏まえ、入浴計画を作成した場合に算定
短期集中個別リハ加算	120円	短期集中リハを実施時
認知症短期集中リハビリ実施加算(Ⅰ)	260円	認知症の利用者に短期集中リハを実施時 1日1回算定
認知症短期集中リハビリ実施加算(Ⅱ)	2,080円	認知症の利用者に短期集中リハを実施時 1月1回算定
生活行為向上リハビリ実施加算	2,166円	生活行為向上リハを実施時(開始日から6月以内) 1月1回算定
リハビリマネジメント加算(A)イ	607円	リハビリテーションマネジメントを実施時(開始日から6月以内) 月1回算定
	260円	リハビリテーションマネジメントを実施時(開始日から6月超え) 月1回算定
リハビリマネジメント加算(A)ロ	643円	リハビリテーションマネジメントを実施時(開始日から6月以内) 月1回算定
	296円	リハビリテーションマネジメントを実施時(開始日から6月超え) 月1回算定
リハビリマネジメント加算(B)イ	899円	リハビリテーションマネジメントを実施時(開始日から6月以内) 月1回算定
	553円	リハビリテーションマネジメントを実施時(開始日から6月超え) 月1回算定
リハビリマネジメント加算(B)ロ	935円	リハビリテーションマネジメントを実施時(開始日から6月以内) 月1回算定
	589円	リハビリテーションマネジメントを実施時(開始日から6月超え) 月1回算定
栄養改善加算	217円	栄養改善サービスを提供した場合(1月2回まで)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	22円	口腔・栄養状態について情報提供を行った場合(6月1回まで)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6円	口腔・栄養状態について情報提供を行った場合(6月1回まで)
栄養アセスメント加算	55円	栄養アセスメントを実施した場合/月
口腔機能向上加算(Ⅰ)	163円	口腔機能向上サービス実施の場合(1月2回まで)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	174円	口腔機能向上サービス実施の場合(1月2回まで)
若年性認知症受入加算	65円	若年性認知症の方にサービス提供した場合/日
中重度ケア体制加算	22円	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合/日
移行支援加算	13円	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合/日
重度療養管理加算	109円	重度の療養管理を行った場合(要介護度3・4・5に限る)/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20円	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合/日
科学的介護推進体制加算	44円	入所者の心身の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	47/1000	請求金額に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	17/1000	請求金額に加算されます

介護予防通所リハビリテーション費 ※1割負担概算

	要支援1	要支援2
月額料金	2,224円	4,331円
利用開始月から12月越の場合	2,202円	4,288円

生活行為向上リハビリ実施加算	609円： 厚生労働大臣が定める基準に適合(開始日から6月以内)/月
運動機能向上加算	244円： 運動機能向上サービスを実施した場合算定
栄養改善加算	217円： 栄養改善サービスを提供した場合(1月2回まで)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	22円： 栄養状態について情報提供を行った場合/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6円： 栄養状態について情報提供を行った場合/回
栄養アセスメント加算	55円： 栄養アセスメントを実施した場合/月
口腔機能向上加算(Ⅰ)	163円： 口腔機能向上サービス実施の場合(1月2回まで)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	174円： 口腔機能向上サービス実施の場合(1月2回まで)
科学的介護推進体制加算	44円： 入所者の心身の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1	78円： 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援2	156円： 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合/月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援1	26円： 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合/月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援2	52円： 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	47/1000： 請求金額に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	17/1000： 請求金額に加算されます

利用料(1日あたり) ※1割負担概算

教養娯楽費A	100円： レクリエーション等の費用(全てに参加)
教養娯楽費	実費： レクリエーション等の費用
食費	700円： 昼食を取られた場合(おやつ代含む)
おむつ代	100円： パンツタイプ/枚 100円： パット/枚

*消費税の取扱い・・・料金は非課税の扱いとなります

*網掛け箇所が変更部分となっております。